

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の勤務条件について、次の措置をとられるよう勧告します。

(1) 給料表等

現行の行政職員給料表等について、国の俸給表等の改定状況及び本市の実情等を勘案し、民間給与との較差を解消するよう改定すること。

行政職員給料表以外の給料表(教育職員給料表(1)及び教育職員給料表(2)を除く。)等については、行政職員及び対応する国家公務員との均衡を考慮して改定すること。

教育職員給料表(1)、教育職員給料表(2)等については、行政職員との均衡を考慮して改定すること。ただし、これまでの教育職員の給与改定に係る経緯等を踏まえ、熊本県における改定状況も考慮すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

別紙第1で報告した内容及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。

(3) 初任給調整手当

医療職員給料表の適用を受ける職員(医師及び歯科医師)の初任給調整手当については、人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

(4) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

(5) 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当について、平成30年12月期の支給に関する改定は平成30年12月1日から、平成31年6月期以降の支給に関する改定は平成31年4月1日から実施すること。

